

初診時・再診時「選定療養費」改定について

『当院は、地域医療支援病院です。』

この料金改定は、『かかりつけ医』普及の観点から厚生労働省が定めたものです。ご理解をお願い致します。

令和4年10月1日より以下のとおり変更となります。

初診にかかる選定療養費		
医科	7,700 円(税込) 変更前 5,500 円	※紹介状を持たずに初診で受診される場合 例 ■他の医療機関からの紹介状を持参されず、その症状について初めて当院の外来を受診される場合。 ■治療中の疾患が終診になった後の診察や、患者さんが自己の都合で診察を中止する等、医師が初診と判断した場合。
歯科	5,500 円(税込) 変更前 3,300 円	■当院へ通院中であって、新たに他の診療科を受診する際に、他の医療機関からの紹介状または当院の院内紹介がない場合。←今回から追加
再診にかかる選定療養費（受診の都度）		
医科	3,300 円(税込) 変更前 2,750 円	当院から他の医療機関へ文書による紹介がなされた後に、紹介先の医療機関からの紹介状を持参されずに自らの判断で再度受診された場合。
歯科	2,090 円(税込) 変更前 1,650 円	

※選定療養費とは、『初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は200床以上の病院で行う』という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

※初診とは

- ①当院を初めて受診する方
- ②以前に当院で受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した後に再び来院される方
- ③前回、当院で任意に診療を中止し、改めて受診される方

※初診であっても初診時選定療養費をご負担いただく必要のない方

- ①他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
- ②当院の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- ③医科と歯科との間で院内紹介された方
- ④特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ⑤救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診において、医師が緊急性を要すると判断した場合
- ⑥治験協力者である方
- ⑦災害により被害を受けた方
- ⑧労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ⑨国の公費負担医療制度の受給対象者